

## 人権・平和のまちづくりのための、現在の推進体制について

### 1. 市の推進体制

- (1) 条例において、市長の使命、市の責務、推進体制の充実について規定

**第4条** 市長は、(中略)市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

**第5条** 市は、(中略)人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体との連携を図るものとする。

**第14条** 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

- (2) 政策経営部市長室に、平和・人権・ダイバーシティ推進係(3人)、女性支援担当(2人)を配置し、各種相談対応や市民等向け啓発事業を実施

- (3) 国立市男女平等推進会議(部長級)、同推進幹事会(課長級)、同推進連絡会(係長級以上)を開催

- (4) 各種研修を実施

例：ソーシャル・インクルージョン研修(4月・2月(検討中))

LGBT研修(7月・1月)

- (5) 市民向け啓発において、他部署と連携し実施

例：9月 若者の自殺防止のための啓発(児童青少年課との連携)

12月 くにたち人権月間(児童青少年課、しょうがいしゃ支援課、公民館、図書館、オンブズマン事務局、教育委員会との連携)

### 2. 人権・平和のまちづくり審議会

- (1) 条例において、審議会の設置を規定

**第16条** 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本方針及び推進計画に関すること

(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるものほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項